

第10回 役務提供型契約

2006/11/07

松岡 久和

【各種の役務提供型契約】

- ・雇用：従属的・一般的・定型的な労働力の有償提供（結果は問題外）
- ・請負：独立性・仕事結果と報酬の交換（双務有償契約）－**結果債務性**
- ・委任と準委任：独立性・専門性・裁量性（原則無償）－**手段債務性**（努力が債務内容）
- ・寄託：物の保管のみを役務内容とする特殊型（原則無償）
- ・ほかに商法上、仲立・問屋・運送・運送取扱・商事寄託などが役務提供型の特別類型

【請負契約】

1 請負契約の意義・法的性質・社会的作用と成立要件

- ・定義（632条） **ことば** 「下請」と「下請負」の違い
- ・建設関係の特別法：建設業法、下請代金支払遅延防止法、住宅品質確保法等
- ・約款の多用：公共工事標準約款、民間連合協定工事請負契約約款（75に抄録）
- ・製作物供給契約＝請負＋売買の**混合契約**

2 請負契約の効果

(1) 請負人の義務－仕事完成義務

- ・履行期前の契約解除の可能性
- ・下請の原則的許容（ただし建設業22条は丸投げを禁止）と履行補助者の責任

(2) できあがった物の**所有権の帰属**

Case 10-01 XはAから分譲住宅6棟の建築を請け負い、登記申請に必要な建築確認通知書をAに交付し、完成した4棟をAに引き渡した。これらはAから分譲を受けた者に順次引き渡された。ところが、Aが振り出していた手形が不渡になったので、Xが残りの2棟の引渡しを拒絶したところ、Aから分譲を受けたと称するYらがその2棟に強引に入居した。XはYらに対してどのような請求ができるか。

(7) 請負人と注文者の間－請負代金回収の問題

- ・加工構成＝材料基準説（判例）と注文者帰属説（有力説）の対立と接近

判例 72（上記ケース）

(4) 注文者と下請負人の間

Case 10-02 下請負人Xは、材料を提供して建物建築工事を行ったが、元請負人Aが倒産して下請負代金が払われないため、建前状態で工事を中止した。注文者YがAとの契約を解除し、別の業者Bと結んだ別の請負契約によって建物を完成した場合、建物所有権は誰に帰属するか。

判例 73＝百66（上記ケース）

・内田263～264頁の交渉促進という観点

(3) 仕事の滅失・毀損の場合－債務不履行と危険負担

Case 10-03 Yの注文に応じて、請負人Xが建物建築工事に取りかかったが、建物は地震によって半壊してしまった。XはYに請負代金を請求できるか。

滅失・毀損時期		完成前・完成可能	完成前・完成不能	完成後・引渡前
仕事完成請求権		存続	消滅	
帰責事由	注文者に有	請負人に報酬請求権＋損害賠償請求権（415条）	報酬請求権存続（536条2項）	
	請負人に有	遅滞の場合には注文者に遅延賠償請求権（415条）	注文者の解除権（543条）および損害賠償請求権（415条）	
	両者とも無	請負人に報酬増額請求権	報酬請求権消滅（536条1項）	

(4) 瑕疵担保責任

・法的性質と特異性

①瑕疵修補請求権（634条1項）、

②損害賠償請求権（634条2項）

③解除権の制限とその克服（635条）

判例 最判平成14年9月24日判時181号77頁
；填補賠償を肯定し635条を骨抜きに

④短期期間制限（637条以下、約款で2年に短縮、品確87条1項で主要部分につき延長）

⑤注文主の材料や指示に起因する瑕疵（636条）；請負人の告知義務

⑥無担保／責任制限特約の効果（640条）－売買の572条前段と同趣旨

(5) 注文者の権利・義務

①報酬支払義務（632条）

引渡しや損害賠償債権との同時履行関係（634条2項）

判例 74

②協力義務、③目的物引取義務

3 請負契約の終了

・未完成の間の注文者の解約権と損害賠償義務（641条）

・注文者の破産の場合の解約権（642条）

【委任契約・準委任契約】

Case 10-04 ①Xは交通事故の後始末をYに一任した。Yは、A進物店で1万円の見舞用盛りかごを買ってZを訪れ、「XはZに対し解決金100万円を払い、Zは一切の請求を放棄する」との示談をしてきた。Xは、100万円が被害者の怪我の程度などから見て高すぎると不満である。Xは示談契約に従ってZに100万円を支払う必要がある

か。盛りかご代1万円はどうか。また、XはYの責任を追及できるか。

②上記の委任については、XY間では報酬について何も定めていなかったところ、Yが10万円の報酬を請求してきた。Xは支払う義務があるか。Yが弁護士かそうでないかで結論が異なるか（遠藤浩＝川井健編『ワークブック民法』136頁〔川井〕から）。

③Yが弁護士であるとして、YがZとの示談交渉を継続している間に、XがZとの間で直接話をつけてしまった場合、YはXから報酬を請求できるか。

1 委任契約の法的性質など

- ・片務・無償・諾成契約。報酬は特約による（643条）←沿革的理由
- ・委任と準委任の違いと同質性

2 委任契約の成立

参考判例 最判昭和38年6月13日民集17巻5号744頁（弁護士法72条の違反）、最大判昭46年7月14日刑集25巻5号690頁（業務性を要する）

3 委任契約の効力

(1) 受任者の義務 ←高度の人的信頼関係の特殊性

①事務処理義務（程度は善管注意義務。644条）

判例 78

- ・**原則** 履行の代行は不可 **例外** 104・105条類推による復委任
- ・重い**忠実義務**・**誠実義務**? ←fiduciary relation

②重い付随的義務と責任（645～647条、654・655条）

(2) 委任者の義務

①委任事務処理費用の負担と損害賠償責任（649・650条）

②特約による報酬支払義務（648条）

- ・黙示の合意・慣習や商512条等によっても特約認定がありうる

判例 79（弁護士報酬）

- ・請負的要素の強い不動産仲介契約の場合

判例 最判昭和45年10月22日民集24巻11号1599頁

(3) 委任契約と代理権の関係

(4) 委任事務遂行の効果

Case 10-05 XはAに対する債務を弁済するため、C銀行D支店に対し、E銀行F支店の口座宛の振込みを依頼した。ところが、F支店の口座は、B（Aと同名異字）のものであり、これは誤振込みであった。Xは、直ちにC銀行D支店に組戻しの手続を依頼したが、すでに振込金はBのF支店のBの普通預金口座に入金記帳されていた。Fが組戻しにつきBの同意を求めようとしている間に、Bの債権者Yが同預金口座の預金債権を差し押さえた。そこでXは、Yを相手に、第三者異議の訴えを提起した。

判例 81（トウシン事件）

4 委任契約の終了

- (1) 任意解除権＝無理由解約権（＋損害賠償義務。651条）
 - ・解約権を制約する様々な構成
 - 判例** 80＝百67（三菱造船社宅事件）
- (2) 特別の終了原因（653条）
 - ・死後も存続する契約の可否 **判例** 百68

【寄託契約】

Case 10-06 XがY銀行A支店で預金をしようとして窓口で現金100万円・預金通帳・入金票を差し出したところ、折悪しく銀行強盗Bが入り、カウンター上にあった100万円をも盗んで逃走した。その後Bは逮捕された。しかし、強奪金は事情を知らなかったサラ金業者Zへの借金の返済や遊興費・生活費に充てられ、Bは無資力となっていた。XはYに対して、100万円の預金払戻請求ができるか。Bが強奪したのが、XがCDの前で入金直前だった場合だとしたら、結論が変わるか。

1 寄託契約の意義と成立要件（657条）

- ・保管を役務内容とする**要物契約**、報酬は特約構成 **判例** 82（上記ケース）
- ・賃貸借との境界線
- ・特別の寄託：商事寄託（商593条以下）、**倉庫営業**（商597条以下）、**消費寄託**（666条）、**混蔵寄託**—株券等の保管及び振替に関する法律14条1項
- 参考判例** 銀取百選〔第二版〕25（預金者の認定における**出捐者説**）

2 寄託契約の効果

(1) 受寄者の**義務等**

- ①有償・無償による保管義務の程度の区別（659条、400条・商593条）
- ②保管場所（664条）
- ③使用や第三者による保管（658条1項。104条も参照）
- ④委任規定の準用
- ⑤訴訟・差押の通知義務（660条）

(2) 寄託者の**義務**

- ①損害賠償義務（661条）
- ②特約がある場合の報酬**支払義務**

3 寄託契約の終了

- ・寄託者からの随時返還請求（＝解約、662条・666条2項）
- ・受寄者からの返還の制限（663条）
- ・保管場所変更の場合の返還場所（664条ただし書）